

## 令和6年第7回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

令和6年12月5日(木曜日)午前10時開議

- |       |        |  |        |
|-------|--------|--|--------|
| 日程第 1 | 承認第 1号 | 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について       | (町長提出) |
| 日程第 2 | 承認第 2号 | 令和6年度那珂川町一般会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について       | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 1号 | 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 2号 | 令和6年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について            | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 3号 | 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について      | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 4号 | 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について     | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 5号 | 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第2号)の議決について        | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 6号 | 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算(第2号)の議決について          | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 7号 | 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算(第2号)の議決について         | (町長提出) |

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番 神場圭司  
3番 高野泉

2番 矢後紀夫  
4番 福田浩二

5番 大金 清  
7番 益子 純恵  
9番 鈴木 繁  
11番 川上 要一  
13番 益子 明美

6番 川俣 義雅  
8番 小川 正典  
10番 大金 市美  
12番 小川 洋一

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島 泰夫	副町長	小松 重隆
教育長	吉成 伸也	会計管理者 兼会計課長	齋藤 昌代
総務課長	笠井 真一	企画財政課長	谷田 克彦
税務課長	田角 章	住民課長	金子 洋子
生活環境課長	杉本 篤	健康福祉課長	益子 利枝
子育て支援 課長	藤浪 京子	建設課長	田邊 康行
産業振興課長	熊田 則昭	上下水道課長	加藤 博行
農業委員会 事務局長	星 善浩	学校教育課長	加藤 啓子
生涯学習課長	星 学		

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	横山 和則	書記	仲野谷 智子
書記	奈良 大輔		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子明美） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりですので、ご覧願います。
- 

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（益子明美） 日程第1、承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

- 町長（福島泰夫） 皆さん改めまして、おはようございます。

昨日と一昨日にわたりましたの一般質問、本当に熱心なご質問あるいはご提言を頂戴しましてありがとうございました。これからの町政運営に反映させていただきたい、このように思っております。

それでは、ただいま上程されました承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和6年12月2日から施行されました。これに伴いまして、那珂川町国民健康保険条例についても所要の改正を行い、令和6年12月2日から施行するため、令和6年11月7

日付で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法が改正されたことに伴い、那珂川町国民健康保険条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。令和6年12月2日から従来の被保険者証を廃止し、マイナンバーカードの健康保険証利用を原則とする仕組みに移行することに伴い、国民健康保険法第9条各項の規定が整理されるとともに、同法第127条第1項から、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されたことから、那珂川町国民健康保険条例第16条の引用部分を改めるとともに、被保険者証の返還に応じない場合の罰則部分について削除するものであります。

また、附則は、施行期日と経過措置を規定するものです。

4、施行期日は令和6年12月2日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第2、承認第2号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました承認第2号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、早急に補正予算を編成し、執行する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により10月10日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ、承認を求めるものであります。

今回の補正予算につきましては、10月27日投開票で執行されました第50回衆議院議員総選挙に係る選挙事務経費及び、9月15日の集中豪雨により発生した農地、道路、河川等に係る災害の復旧に要する経費を計上したもので、その補正額は3,000万円であり、補正後の予算総額は93億900万円となりました。

なお、これらに要する財源は、県支出金及び繰越金を充てることといたしました。

以上、令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

16款県支出金、3項1目総務費委託金の補正額は1,085万8,000円の増で、衆議院議員総選挙に係る委託金。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,914万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

8ページ、歳出に入ります。

2款総務費、5項7目衆議院議員総選挙費の補正額は1,500万円の増で、10月15日公示、10月27日投開票の日程で執行されました衆議院議員総選挙に係る事務経費であります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は500万円の増で、9月15日の集中豪雨により被災した農地等25か所の復旧に係る補助金。

2項1目公共土木施設災害復旧費の補正額は1,000万円の増で、同じく9月15日の集中豪雨により被災した町道法面3か所、普通河川護岸2か所の復旧に係る工事請負費であります。

10ページ以降は、今回の復旧に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第2号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第3、議案第1号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります。保育士及び保育従事者の配置基準について、満3歳以上4歳に満たない児童15人につき1人、満4歳以上の児童25人につき1人とするもので、国の基準に準ずるものとなります。

4、試行期日は公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 2点質問します。

この基準に対して、子どもたちがかなり細かい形で見られるということで、ただ那珂川町として気になることは、まず1点、保育士さんの確保は現状で対応できる状態なのか。

2点目、もし現状の保育士さんで対応できない場合には、条例の規定に対して何名を確保しなければいけないのか、その2点をお願いします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、この条例改正によって、保育士が確保できているのかでございますが、今回提案してあります、家庭的保育事業等の施設に関しましては、家庭的保育事業等とは特定地域型保育事業で、施設型給付を受けるために市町村から確認が行われた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業になりまして、当町では、この条例が指す事業所は、今のところないという状況でございます。

ただ、2点目にも関連することでございますが、町の認定こども園の配置基準というものに関しましては、別の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準で決められておりまして、こちらも同じように改正されておりますが、町内の認定こども園においては、従来から国の基準よりも厳しい配置基準で対応しておりますので、改正された配置基準は満たしている状態でございます。

以上です。

○9番（鈴木 繁） 了解です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号～議案第7号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、議案第2号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第5、議案第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第6、議案第4号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第7、議案第5号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第8、議案第6号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、日程第9、議案第7号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議決について、以上6議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号から議案第7号、令和6年度那珂川町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算編成後の人事異動による職員人件費のほか、障害者福祉サービス事業に係る扶助費や馬頭中学校及び小川中学校の体育館受変電設備改修工事費などを計上するものであります。その補正額は2億400万円であり、補正後の予算総額は95億1,300万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は民生費で、障害者福祉サービス利用料の上

昇に伴い扶助費を増額するほか、ひばり認定こども園の改修工事設計業務委託料など8,547万4,000円を計上いたしました。

第2は教育費で、馬頭中学校及び小川中学校の体育館受変電設備改修工事費や小川放課後児童クラブの移転に伴う小川小学校のコンピューター室改修工事費など、4,535万6,000円を計上いたしました。

第3は土木費で、栃木県が執行する急傾斜地崩壊対策事業に係る負担金のほか、馬頭公園の枯れ松伐採業務委託料など、2,526万9,000円を計上いたしました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げますが、これらに要する財源は、国・県支出金、繰越金及び諸収入のほか、町債を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、国民健康保険税の還付金に70万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は20億6,370万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療保険料の還付金に20万円を計上するもので、その財源は諸収入を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は2億7,020万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正の主なものは、介護予防・生活支援サービス事業費で、補正額は200万円となり、その財源は、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。これにより、補正後の予算総額は19億7,300万円となりました。

次に、水道事業会計であります。今回の補正は、収益的収支において、当初予算編成後の人事異動による職員人件費のほか、配水及び給水費に460万円を計上するもので、その財源は当年度純利益を充てることといたしました。

最後に、下水道事業会計であります。今回の補正は、資本的収支において、処理場費に290万円を計上するもので、その財源は他会計出資金を充てることといたしました。

以上、一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げますが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書5ページをご覧ください。

第2表債務負担行為は、中学校教師用教科書及び指導書等購入に係る費用について債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は1,412万1,000円であります。

第3表地方債補正は、中学校整備事業で、馬頭中学校及び小川中学校の体育館受変電設備改修工事に係る地方債を追加するもので、限度額は1,500万円であります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書9ページをご覧ください。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は3,575万円の増で、障害者自立支援事業費は、障害者福祉サービス事業費及び障害者補装具費に係るものであります。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は117万7,000円の増で、社会保障・税番号制度システム整備費は、マイナンバーカードのかな振りに伴うシステム改修費に係るものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は1,787万5,000円の増で、障害者自立支援事業費は、障害者福祉サービス事業費及び障害者補装具費に係るものであります。

2項4目農林水産業費県補助金の補正額は410万5,000円の増で、県単農業農村整備事業費は、和見地区農道舗装工事、三川又地区農地防災整備工事及び上西の原地区かんがい排水施設緊急防災工事に係るものであります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1億2,531万5,000円の増で、前年度繰越金であります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は477万8,000円の増で、デジタル基盤改革支援補助金440万円は行政システム費に係るもの、機構集積協力金過年度返還金37万8,000円は農地バンク契約面積の変更に伴う補助金の返納金であります。

10ページに続きます。

22款町債、1項5目教育債の補正額は1,500万円の増で、中学校整備事業債は、馬頭中学校及び小川中学校の体育館受変電設備改修工事に係るものであります。

11ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は45万円の増で、職員人件費45万円は、当初予算編成後の人事異動に伴う職員手当等の増額であります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも当初予算編成後の人事異動による給与、職員手当等共済費の増額でありますので、以降、説明は一部省略させていただきます。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は39万円の増で、職員人件費を増額するもの、

3目会計管理費の補正額は80万2,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

2項1目企画総務費の補正額は1,001万円の増で、職員人件費561万円を増額するほか、行政システム費440万円はガバメントクラウドに係る業務委託料、2目まちづくり費の補正額は100万円の増で、地域おこし協力隊事業費は起業支援補助金を増額するものであります。

12ページに続きます。

3項1目税務総務費の補正額は116万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は92万7,000円の増で、職員人件費20万円を増額するほか、電算処理費72万7,000円は、戸籍及び住基ネットシステムの機器更新に伴う機器点検保守委託料及び使用料等であります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は22万円の増で、職員人件費は、健康福祉課分として10万円、介護保険分として12万円を増額するもの、2目障害者福祉費の補正額は7,150万円の増で、障害者福祉サービス事業費7,000万円は障害者福祉サービス利用料の上昇による扶助費の増額、障害者補装具費150万円は助成件数の増加による扶助費の増額、3目老人福祉費の補正額は119万円の増で、介護予防費50万円は介護予防費ケアプラン作成経費の上昇による業務委託料の増額、介護保険特別会計繰出金69万円は地域支援事業費の増による繰出金、4目総合福祉センター費の補正額は150万円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費は給水ポンプユニットの故障に伴う改修工事費であります。

13ページに続きます。

2項1目児童福祉総務費の補正額は26万円の増で、職員人件費を増額するもの、2目認定こども園費の補正額は504万円の増で、職員人件費174万円を増額するほか、認定こども園諸費330万円はひばり認定こども園の屋根改修工事設計業務委託料、3目児童措置費の補正額は576万4,000円の増で、子育て支援センター職員人件費51万円を増額するほか、放課後児童クラブ運営事業費232万1,000円は小川放課後児童クラブの移転に伴う改修工事設計業務委託料、児童措置諸費293万3,000円は、前年度実績が確定したことによる国・県への返納金であります。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は934万円の増で、職員人件費を増額するもの、4目環境衛生費の補正額は321万4,000円の増で、職員人件費を増額するものであります。

14ページに続きます。

5款農林水産業費、1項2目農業総務費の補正額は197万8,000円の増で、職員人件費160万円増額するほか、農業総務諸費37万8,000円は農地バンク契約面積の変更に伴う機構集積

協力金の返納金、5目農地費の補正額は1,157万円の増で、町単農村振興事業費350万円は農地の基盤整備・暗渠排水の設置等に係る7件の補助金、県単農業農村整備事業費807万円は和見地区の農道舗装工事費の増額のほか、三川又地区農地防災整備工事及び上西の原地区かんがい排水施設緊急防災工事に係土地改良区への補助金であります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は6万円の増で、職員人件費を増額するもの、3目観光費の補正額は700万円の増で、観光施設管理費は、ゆりがねの湯及びまほろばの湯の改修工事費であります。

15ページに続きます。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は483万円の増で、職員人件費を増額するもの、2目地籍調査費の補正額は17万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

3項1目砂防費の補正額は1,616万9,000円の増で、急傾斜地崩壊対策事業費は、事業費の確定に伴う栃木県への負担金であります。

4項2目公園費補正額は120万円の増で、公園管理費は馬頭公園の枯れ松伐採業務料、3目下水道費の補正額は290万円の増で、処理場機器の更新に係る出資金であります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は16万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

2項1目小学校管理費の補正額は19万1,000円の増で、馬頭東小学校費はガス漏れ警報器の修繕料、3目小学校施設整備費の補正額は930万円の増で、馬頭小学校施設整備費360万円は配膳室エアコン設置工事費。

16ページに続きます。

小川小学校施設整備費420万円は、小川放課後児童クラブの移転に伴うコンピューター室の改修工事費、馬頭東小学校施設整備費150万円は、配膳室エアコン設置工事費であります。

3項1目中学校管理費の補正額は2,250万円の増で、中学校管理諸費は、馬頭中学校及び小川中学校の体育館受変電設備改修工事費であります。

4項3目図書館費の補正額は365万円の増で、図書館管理運営費は馬頭図書館冷房設備の故障に伴う更新工事費、4目文化費の補正額は211万7,000円の増で、郷土資料館管理運営費は設備の不具合に伴うトイレ及び事務室エアコンの更新工事費、5目美術館費の補正額は54万円の増で、職員人件費を増額するもの、6目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は80万円の増で、職員人件費を増額するものであります。

17ページに続きます。

5 項 1 目保健体育総務費の補正額は609万8,000円の増で、職員人件費を増額するもの  
あります。

18ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細でありますので、ご覧いただきたいと思  
います。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について、補足説明を  
申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金の補正額は70万円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

8 款諸出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金の補正額は70万円の増で、一般被保険者  
に係る国民健康保険税の還付金を増額するものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

5 款諸収入、2 項 1 目保険料還付金の補正額は20万円の増で、歳出還付補填金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

4 款諸出金、1 項 1 目保険料還付金の補正額は20万円の増で、後期高齢者医療被保険者に  
係る保険料の還付金を増額するものであります。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について、補足説明い  
たします。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補  
正額は34万9,000円の増で、地域支援事業費に係る国負担分の増額であります。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業交付金の補正額は37万7,000円の増で、地域支援事業費に係る支払基金分の増額であります。

5 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は17万4,000円の増で、地域支援事業費に係る県負担分の増額であります。

7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は17万4,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 目保険料軽減事業繰入金の補正額は1万5,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

5 目その他一般会計繰入金の補正額は50万1,000円の増で、一般会計からの事務費繰入金であります。

8 ページをご覧ください。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は41万円の増で、前年度繰越金であります。続きまして、歳出に入ります。

9 ページをご覧ください。

1 款総務費、3 項 2 目認定調査費等は50万円1,000円の増で、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を増額するものであります。

3 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は139万9,000円の増で、訪問型サービス・通所型サービスなどの委託料であります。

8 款諸出金、1 項 1 目第 1 号被保険者還付金は10万円の増で、65歳以上の第 1 号被保険者に対する過年度分の介護保険料還付金であります。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、水道事業会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

補正予算書 3 ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出の支出であります。1 款水道事業費用、1 項 2 目配水及び給水費の補正額は380万円の増で、漏水が疑われる配水区における漏水調査及びその修繕に要する費用であります。

4 目総係費の補正額は80万円の増で、当初予算編成後の人事異動に伴う人件費の増による

ものです。

支出の増額に伴う収入については、純利益から460万円を充当することといたしました。

4ページはキャッシュ・フロー計算書、5ページからは今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、下水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書3ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明申し上げます。

資本的収入及び支出の収入であります。1款下水道事業収入、4項1目他会計出資金の補正額は290万円の増で、建設改良費に要する一般会計からの繰入金であります。

次に、支出であります。1款下水道事業支出、1項2目処理場費の補正額は290万円の増で、小川水処理センター汚泥攪拌機更新に要する費用であります。

4ページはキャッシュ・フロー計算書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町水道事業会計補正予算並びに那珂川町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 一般会計補正予算で数点質問させていただきます。

まず、14ページ、詳細を確認する意味で質問いたします。

まず商工費、観光施設管理費で700万が計上されております。たしか答弁では、温泉改修工事との答弁がありました。ゆりがね、まほろば、2施設ありますが、その詳細について答弁を求めます。

あと一点、16ページ。図書館管理運営費で365万円が計上されていますが、小川図書館、馬頭図書館、これ課長がおっしゃっていたかもしれませんが、聞き取れなかったものですか、どの図書館で、どのような工事なのか、これもご説明をお願いしたいと思います。

あと3点目、馬頭小、小川小、馬頭東小学校の各3校で工事費が計上されていますが、各

学校のエアコン修理かと思いますが、その確認の以上3点を質問いたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 1点目のご質問についてお答えいたします。

商工費の観光施設管理費の内訳ですが、ゆりがねの湯はボイラーの交換工事となります。現在、ボイラーは稼働している状態ですが、メンテナンスにより、いつ故障してもおかしくない状態であることから、早急に交換工事を実施したいと考えております。

まほろばの湯につきましては、男子露天系のろ過機の交換工事となります。こちらも現在、ろ過機は停止しているのですが、源泉を調節をしながら、運営を行っております。こちらについても、本日可決後、早急に事業に着手し、皆様にご迷惑のかからないようにしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 学） 2点目の図書館管理運営費についてお答えいたします。

こちらにつきましては、馬頭図書館の冷房設備にありますクーリングタワーの更新工事を予定しております。

以上です。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 3点目の小学校施設整備費についてお答えいたします。

馬頭小学校と馬頭東小学校につきましては、配膳室のエアコン設置工事になります。現在は、スポットクーラーや大型強風扇などで対応しておりますが、高温になることから、配膳室の衛生を考え、エアコン設置工事費として計上しております。

以上です。

○議長（益子明美） 9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 図書館及び小学校については了解いたしました。

まほろばとゆりがねのボイラーとろ過機の件で、再度質問をさせていただきますが、700万という予算が計上されていますが、どのような配分での工事されるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ゆりがねの湯のボイラー交換工事につきましては100万円、まほろばの湯男子露天系ろ過

機交換工事については600万円予定しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） ゆりがねで100万、まほろばで600万ということで、ろ過機というのはたしか、まほろばの湯には4基あると思うんです。以前に修理をして、今回故障して、修理に対して600万ということで、かなりの金額が補正されています。反対する意味で言っているわけではないので、誤解はしないでいただきたいと思います。

たしか、まほろばの湯は22年経過していると思います。たしか、残りのろ過機も修理は行っていないので、今後故障する可能性があると思いますが、それに対する考えを1点。強く要望させていただきたいんですが、故障のたびに補正を組むことは決して悪いとは思いません。ただ、これから当初予算を編成するにあたり、ある程度の修理費を見込んだ当初予算を取っていただきたいと思います。

9月以降に壊れて、私も利用しているので分かるんですが、かなり苦情が来ています。ただ、早急な決裁ができないので、これ人命にかかることではないので、分かるのですが、ここは町長も言っている福祉ゾーンとか健康福祉ゾーンとなっていますので、ゆりがねの湯もそうですけれども、修理に対して事前に予算を取っていただきたいのが1点と、工事に関して休館をするのかしないのか、それを質問いたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

ゆりがねの湯のボイラー交換工事につきましては、定休日を含めまして、1日程度で終わる予定でございます。また、まほろばの湯男子露天系ろ過機の交換工事につきましては、今現在も露天風呂は運営しておりまして、そちらに差し支えないように工事を進めまして、完了次第、パイプを切り替えることとなりますので、休館はせずに工事を進められると考えております。

修繕費の予算措置につきましては、これから積極的に要望していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 一般会計の16ページの教育費、学校管理費の学校管理諸費に工事請負費2,250万円とありますけれども、これは電気関係の工事だと理解しているんですけれども、

何のための工事なのでしょうか。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校管理費の学校管理諸費の工事請負費でございますが、馬頭中学校、小川中学校とも、体育館空調設備の電源を確保するため、キュービクルを改修するものです。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） 空調設備を整えるための工事だということなのですが、これで空調設備がきちんとつくことになるわけでしょうか。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまの質問にお答えいたします。

キュービクルの改修によりまして、トランス、変圧機の容量を上げることによって、体育館の空調設置のための準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） 6番、川侯義雅議員。

○6番（川侯義雅） それは、いつ頃完成して、使えることになるのでしょうか。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校の体育館空調設備につきましては、体育の授業だけでなく、部活動での使用や避難所としても使用が見込まれております。町では、壁かけ型の空調設備の必要性が高いと判断しまして、それに伴いまして、電気の容量を上げるために受変電設備の改修工事を計画しているところでございます。

その後は空調設備のリース契約等を行いまして、令和7年8月には設置を完了できるよう、早急に手続を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 一般会計の14ページ、農地費で先ほど、土地改良区補助金と聞こえたように思いますが、その内容についてお願いいたします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

県単農業農村整備事業のことかと思いますが、こちらは和見地区農道舗装工事になります。それと負担金補助及び交付金は、三川又地区の農地防災工事ということで、那珂川にあります三川又堰ののり面が崩れております。そちらの護岸をブロック積みをする工事になります。

もう一点が、上西の原地区かんがい用水施設の緊急防災工事ということで、ゲートが腐食し、水量の調節ができないため、早急に付け替え工事が必要となっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 分かりました。

和見地区の農道ですけれども、これは大体何メートルくらいやるんでしょうか。それと、上西の原の件ですけれども、補助率は何パーセントでしょうか。その2点お願いします。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） ただいまのご質問にお答えいたします。

和見地区の農道舗装工事ですが、延長は479メートルとなっております。また、上西の原地区のかんがい用水の工事ですが、こちらは、県の補助が35%、受益者は10%、町と県と合わせた金額のいわゆる90%を土地改良区へ補助することになります。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

なお、討論に当たっては、会計名をお示してください。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第2号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子明美） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和6年第7回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時00分